主 文 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

本件抗告の趣旨ならびに理由は別紙記載のとおりである。

〈要旨第一〉およそ、民事訴訟法第七三三条民法第四一四条第二項の規定により第一審受訴裁判所がなしたいわゆる授権〈/要旨第一〉決定において指定された債務者以外の第三者は、執行機関である第一審受訴裁判所の代替執行を補助する地位にあるものであつて、その執行の実施について補助的に行動するだけで独立の執行行為をするものでない。たとえ、指定された債務者以外の第三者がたまたま執行吏であつても、その理を異にするものでないのである。

〈要旨第二〉そして、授権決定で債務者以外の第三者として指定された執行吏が代替執行の実施を拒否した場合、その処置〈/要旨第二〉に対し、直接に民事訴訟法第五四四条第二項所定の執行方法に関する異議を申立てることは許されないものと解するのが相当である。けだし、同法条は、執行機関である執行吏が独立の執行行為に関してとつた違法不当の処置の是正を目的とするものであるからである。

よつて、抗告理由の判断を省略し、民事訴訟法第四一四条、第三八四条、第九五条、第八九条により主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 猪股薫 裁判官 臼居直道 裁判官 安久津武人)